

小林栢間土地改良区 組合員の皆さんへ

4月22日(金)に、小林栢間土地改良区の総代選挙が行われます。この選挙は、任期満了によるもので、組合員の代表として今後4年間、土地改良区の総代会を組織し、事業計画等の重要事項を決める仕事を担当する方を選出する組合員の皆さんにもっとも関係の深い選挙です。

◆総代の定数

選挙区：第1区(選挙区域：
菖蒲町新堀字菖蒲、菖蒲町新堀字久居、加須市下種足字大谷、菖蒲町小林字後沼、菖蒲町小林字沼頭、菖蒲町小林字新徳田、菖蒲町小林字殿田) 25人

農用地区域からの除外の 申し出を受け付けます

農業振興地域の農用地区域内の農地は原則として、農地以外の目的に使用することができません。

そのため、農用地区域内の農地に自己用住宅、農業用施設等の建築、市内にある事業所が資材置場、駐車場等を新設または拡張する場合は、農用地区域からの除外の申し出を行う必要があります。

第2区(選挙区域：菖蒲町小林字森下、菖蒲町小林字大谷、菖蒲町小林字下前谷、菖蒲町下栢間字上在来、菖蒲町下栢間字下在来、菖蒲町柴山枝郷字新田、菖蒲町柴山枝郷字小塚下、白岡町大字柴山字橋戸) 25人

◆立候補の届出

立候補できる方 年齢25歳以上の組合員で成年被後見人や被保佐人でない方、禁錮以上の刑に処せられて執行中でない方

届出期間 4月15日(金)～16日(土) 8時30分から17時までに、文書で候補者になろうとする方が選挙長へ届け出ること

届出先 菖蒲総合支所4階第5集会室

◆投票できる方

選挙人名簿に登録されている組合員であれば投票できますが、選挙人が次の①②の場合、その権限を証する書面を提出する必要があります。

①未成年または成年被後見人の場合

あらかじめ選挙人名簿に投票を行うべき者と記載してある法定代理人または成年後見人の方が投票できます。

②法人の場合

法人が指定する方が投票できます。

◆投票の日時・場所

4月22日(金) 9時～15時 農業者トレーニンングセンター
問合せ 菖蒲総合支所総務管理課(内線220)

この除外申し出にあたっては、ほかの農用地に悪影響を及ぼさないような土地を選定の上、申し出を行ってください。

また、申し出をされた土地の位置・形状および面積等の変更はできませんので、十分検討の上、申し出をしてください。

●受け付けは市役所と各総合支所で行います

土地の所在する区域ごとに、市役所と各総合支所の窓口で受け付けます。

土地・家屋価格等縦覧帳簿等の 閲覧・縦覧のお知らせ

平成23年度固定資産税に係る「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧、「固定資産課税台帳」の閲覧を実施します。

縦覧帳簿では、市内に土地や家屋を所有する固定資産税の納税者の方が、周辺の土地・家屋の価格等を確認できます。課税台帳では納税者の方が所有する物件の課税明細について確認できます。

なお、課税台帳の閲覧は通年行っていますが、この縦覧期間中に限り無料です(写しの交付・期間外の閲覧は有料)。

縦覧帳簿を縦覧できる方 固定資産税の納税者とその同居の親族または納税管理人
課税台帳を閲覧できる方 固定資産の所有者とその同居の親族、納税管理人、借地人・借家人(ただし、必要な部分に限る)

※課税台帳の閲覧については前記以外の方は、委任状または代理人選任届が必要になります。

縦覧・無料閲覧期間 4月1日(金)～5月31日(火) 8時30分～17時15分(日曜日の場合は12時～13時は除く)

※土曜日、祝日は除く
縦覧・閲覧場所 市役所1階資産税課窓口、各総合支所1階市民税務課窓口
※日曜日の縦覧・閲覧は市役所資産税課窓口のみ

その他 縦覧・閲覧の際に、運転免許証等で本人確認をさせていただきますので、ご協力をお願いします。
問合せ 資産税課資産税係(内線2725)

職を失って 生活にお困りの皆さまへ ～生活就労相談窓口のご案内～

商工観光課内に「生活就労相談窓口」を開設しています。派遣切りに遭うなど、職を失った方からの生活等に関する相談に、専門の相談員が活用できる制度や手続き方法などを紹介します。

受付日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9時～12時、13時～16時
問合せ 商工観光課商工労働係(内線2881)